市議会からのお知らせ

議長・副議長を選出

令和7年第1回富士見市議会臨時会で、議長に勝山祥氏、副議長に佐野正幸氏が選出されました。

問議会事務局 ☎049-265-7800

【議長】勝山 祥 氏

所属会派：草の根
当選回数：4回

【副議長】佐野 正幸 氏

所属会派：21・未来クラブ
当選回数：3回

市民便利帳の広告主を募集

詳しくはこちら▼

市では、富士見市市民便利帳の発行準備を進めています。

この便利帳は、企業広告を掲載し、官民協働事業で発行・市内全世帯に配布します。広告主募集のため、協働事業者が皆さんの会社やお店などに伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

前回発行版

協働事業者 ㈱サイネックス（社員証を携行します）
広告募集期間 6～7月ごろ
発行 12月を予定
広告に関する申込・問合せ
㈱サイネックス埼玉支店 ☎048-643-7120
問秘書広報課 ☎049-256-9535

令和6年度富士見市まちづくり寄附金活用状況のお知らせ

詳しくはこちら▶

皆さんの温かいご支援ありがとうございました

富士見市まちづくり寄附制度（ふるさと納税）は、本市を応援してくださる個人や団体の皆さんからの寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に活用する制度です。

令和6年度は484件、総額2,985万6,500円の寄附金をお寄せいただき、小中学生がオンライン学習などに使用する端末の購入、高齢者インフルエンザ予防接種補助などの費用として1億1,233万2,000円を活用させていただきました。

問政策企画課 ☎049-257-4136

プログラミング学習の様子

事業の種類		令和6年度			前年度までの基金積立額（円）	令和6年度末基金残高（円）
		件数（件）	寄附収入額（円）	基金取崩額（円）		
寄附金の使途	子どもを育むまちづくりのための事業	188	12,460,000	17,600,000	25,934,565	20,794,565
	健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業	53	4,441,000	5,900,000	6,908,546	5,449,546
	生涯学習を推進するまちづくりのための事業	10	1,111,000	900,000	969,500	1,180,500
	安心で安全なまちづくりのための事業	78	3,812,500	5,300,000	6,055,560	4,568,060
	その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業	155	8,032,000	82,632,000	85,181,535	10,581,535
	小計	484	29,856,500	112,332,000	125,049,706	42,574,206
基金（預金）利子			289,857	—	—	289,857
合計			30,146,357	112,332,000	125,049,706	42,864,063

児童手当の更新手続き

詳しくはこちら▼

児童手当受給中の方は、現況届の提出は原則不要ですが、児童手当を継続して受給するために現況届の提出が必要となる受給者の方には、6月上旬に案内を送付します。

案内が届いた方で現況届の提出がない場合、8月分以降の児童手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

申請期間 6月2日㈪～30日㈪

問・申請先 子育て支援課 ☎049-252-7104

人権擁護委員の委嘱

木村久志氏が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。

主に市民相談など、人権擁護に関わる活動に従事します。

問 人権・市民相談課 ☎㊥270

木村 久志 氏

子育てに関する不安を軽減
産後ケア事業

助産師が自宅を訪問して授乳に関する支援を行うほか、医療機関で心身のケアなどを行います。

対象 市内在住で次のいずれかに該当する方

- 家族などから育児などの支援を十分に受けられない方
- 産後に、心身の不調や育児不安などがある方

	内容	対象	料金	申込先
訪問型	授乳指導・相談、子どもの体重測定	1歳未満	1回500円	子ども未来応援センター
デイサービス型	1日型（個別） 授乳指導、育児相談、子どもの預かり ※昼食付	7か月未満	3,000円	市の契約医療機関
	時間型（個別） 授乳指導、育児相談	1歳未満	800円	
	半日型（集団） 授乳指導、育児相談、お母さん同士の交流	2か月未満	500円	

※初めて利用される場合、利用者登録のため、子ども未来応援センターに事前相談が必要です。

詳しくはこちら▶

問 子ども未来応援センター ☎049-252-3774

富士見市子ども未来応援基金にご協力ください

いただいたご寄附は、子どもや若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを行っている団体の運営に、補助金として活用されます。

なお、この寄附は所得税・法人税の優遇措置が受けられます。

詳しくはこちら▶

問 子ども未来応援センター ☎049-252-3774

■ 子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ

全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって健やかに成長できるまちづくりを目指して、子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみの取り組みを行っています。

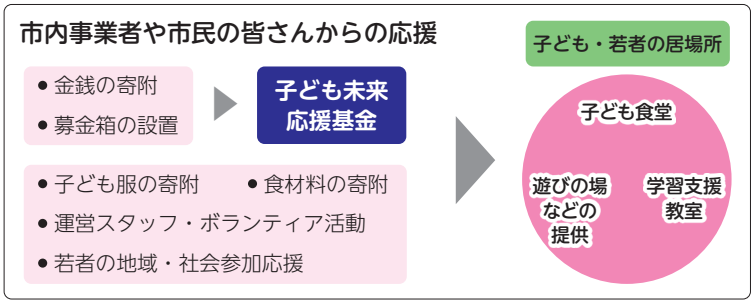

後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険の年間保険料は、均等割額と所得割額の合計で算出され、令和7年度の算定方法は次のとおりです。7月上旬ごろに保険料決定通知書を送付しますので、ご確認ください。

問保険年金課 ☎049-252-7114

年間保険料（賦課限度額80万円） ＝ **均等割額** 45,930円 ＋ **所得割額** 前年所得より算出

- 年度の途中で納付義務と資格の発生・消滅があるときは月割で算定

▶所得割額の計算方法

（令和6年中の所得金額－43万円※）×所得割率（9.03%）

※合計所得金額2,400万円以下の場合

保険料の計算について、詳しくは埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。

■ 所得の少ない方に対する軽減

世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が下表に該当する場合は、保険料額が軽減されます。

世帯の所得額	均等割額
43万円＋10万円×（世帯の年金・給与所得者の数－1）※以下	13,700円（7割軽減）
43万円＋30.5万円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（世帯の年金・給与所得者の数－1）※以下	22,960円（5割軽減）
43万円＋56万円×（世帯の被保険者数）＋10万円×（世帯の年金・給与所得者の数－1）※以下	36,740円（2割軽減）

※【＋10万円×（世帯の年金・給与所得者の数－1）】の計算式は、世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合に適用

■ 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者であった方の保険料は次のとおりです。

均等割額 22,960円（5割軽減） ＋ **所得割額** 負担なし

※均等割額は後期高齢者医療制度加入後、2年間軽減されます。

※所得の少ない方に対する軽減にも該当する場合、軽減割合の高い方を適用します。

自身の健康状態を把握するため、年1回受診しましょう

無料の特定健診・健康診査が始まります

期間 6月1日㈰～11月30日㈰

対象 40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

■ 国民健康保険加入の方▶桃色の封筒が届きます

【4月2日以降に加入した方】

特定健診を受診するには、保険年金課または各出張所で申請が必要です。受診券の発券には1か月ほどかかる場合があります。

詳しくはこちら▼

【雇用先で健康診断を受けた方】

結果を郵送または直接提出してください。

問保険年金課 健康保険係 ☎049-252-7112

■ 後期高齢者医療制度加入の方▶黄色の封筒が届きます

【昭和25年5～8月生まれの方】

健康診査受診券は誕生日月の翌月末ごろに送付します。

(例)8月4日生まれの方：9月末ごろに受診券を送付

※誕生日前日までに受診希望の方は、お問い合わせください。

詳しくはこちら▼

問保険年金課 後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

人間ドック検査料の補助（年度1回）

特定健診または健康診査を受診した場合は補助対象外など条件があります。

期間 4月～翌年3月末

対象 受診日に30歳以上で、納期到来分の保険料（税）を完納している方

補助額 27,540円

申込 保険年金課または各出張所で申請し、富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関で予約し受診してください。

健康長寿歯科健診（無料）

詳しくは6月下旬に送付される受診案内をご覧ください。

期間 7月～翌年1月末

対象 前年度に75歳または80歳になった後期高齢者医療制度の被保険者

問埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3130

事業者の皆さんへ

事業系廃棄物の適正処理にご協力を

■ 事業系廃棄物（ごみ）は、市で収集しません

飲食店、店舗、事務所などの事業活動で生じた廃棄物（事業系廃棄物）は、量の多少、法人・個人を問わず事業者自らが処理をする必要があります。

問 環境課 ☎049-252-7100

詳しくはこちら▶

ごみの分別・減量化に努める義務があります

事業者は家庭ごみの集積所に事業系廃棄物を出すことができないこと、国や県、市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めることが法律などで定められています。

事業系一般廃棄物　事業活動で生じた産業廃棄物以外のごみ

- 自己搬入 → **環境センターに自己搬入**
- 委託 → **一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託**

環境センターに自己搬入

搬入時間 平日：午前9時～11時30分、午後1時～4時
土曜：午前9時～11時30分

搬入場所 富士見環境センターまたは新座環境センター

搬入できるもの・処理手数料 可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル：20kgにつき460円、ビン：20kgにつき340円、カン：無料（分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり）

申込 富士見市粗大ごみ受付センター（☎0570-001-530）へ電話で（平日午前8時30分～午後5時）

※搬入日の1週間前から（土曜搬入はその週の月曜から）予約可

産業廃棄物
事業系廃棄物のうち、法令で定められたもの

特別管理産業廃棄物
爆発性・毒性・感染性など、健康や環境に影響のあるもの

市では、収集運搬や処分はできません

県西部環境管理事務所（☎049-244-1250）へ連絡

やさしい日本語表記

仕事をしている人に　お知らせします

店、事務所など、仕事で　出た　ごみは、お金をはらって　捨てる　必要が　あります。仕事で　出た　ごみは、家の　近くの　ごみを捨てるところに　捨てることは　できません。

※日本語を母語としない外国籍の方に配慮した表現

温室効果ガス排出量の削減に向けて

地球温暖化防止活動支援補助金

地球温暖化の防止につながる機器や車両を導入する個人・事業者に予算の範囲内で補助金を交付します。

申請方法 申請書に必要書類を添えて6月2日㈪～令和8年2月16日㈪（必着）に郵送・窓口で

※事業者向けの再生可能エネルギー関係のみ9月30日㈫まで

【宛先】〒354-8511（所在地は記載不要）富士見市役所環境課

問 環境課 ☎049-252-7129

詳しくはこちら▶

■ 再生可能エネルギー関係

交付対象機器	補助金額	
	個人向け	事業者向け
太陽光発電システム	5万円	3万円/kw（上限60万円）
エネルギーマネジメントシステム	2万円	対象経費の1/6（上限20万円）
定置用リチウムイオン蓄電池	5万円	1万円/kw（上限60万円）

※事業者向けは**機器設置工事着工前**に申請が必要です。

■ 次世代自動車関係

交付対象車両・機器	補助金額 個人・事業者共通
電気自動車	15万円
プラグインハイブリッド自動車	5万円
燃料電池（水素）自動車	50万円
据置型電気自動車等充給電設備	3万円
可搬型外部給電器	3万円